

令和4年度  
市町村保健・福祉主管課長会議資料  
【障がい保健福祉課】

- 1 岩手県障がい者プランについて
- 2 就労支援について
- 3 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者への支援等について
- 4 依存症対策等の推進について
- 5 ひきこもり支援について
- 6 こころのケアの推進について
- 7 自殺対策の推進について
- 8 新型コロナウイルス感染症に係る事業所等への支援について

令和4年5月6日

市町村主管課長会議

**【最重点事項】**

- 1 岩手県障がい者プランについて
- 2 就労支援について
- 3 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者への支援等について
- 4 依存症対策等の推進について
- 5 ひきこもり支援について
- 6 こころのケアの推進について
- 7 自殺対策の推進について
- 8 新型コロナウイルス感染症に係る事業所等への支援について

**1 岩手県障がい者プランについて****(1) 現状**

「岩手県障がい者プラン」は、障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本的方向や施策等を定める「岩手県障がい者計画」（計画期間：H30～R 5年度）とともに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づきサービス提供体制の整備等について定める「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」（計画期間：R 3～5年度）で構成されている。

**【主な特徴】**

- ア 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の一層の促進  
精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加するとともに、アルコール、ギャンブル等の依存症対策を推進
- イ 地域生活支援拠点等の機能の充実  
拠点等の確保に加え、運用状況の検証、検討を実施
- ウ 福祉施設から一般就労への移行  
成果目標を整理・統合し、移行者数の目標値において就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型の成果目標を追加
- エ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備  
児童発達支援センターの設置及び難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

**【主な目標値】**

- ア 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築  
令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 316日
- イ 地域生活支援拠点等の機能の充実  
令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の拠点等を確保し、年1回以上運用状況の検証及び検討
- ウ 福祉施設から一般就労への移行（令和5年度末目標値）

- ① 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数 77 人
- ② 就労継続支援A型からの一般就労移行者数 23 人
- ③ 就労継続支援B型からの一般就労移行者数 53 人

#### エ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ① 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
- ② 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ③ 令和5年度末までに児童発達支援センター、特別支援学校（難聴障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
- ④ 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
- ⑤ 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のため、県及び市町村（市町村単独での対応が困難な場合は圏域）において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに医療的ケア児等に対するコーディネーターを配置

## (2) 事業推進上の課題

令和5年度の目標値（地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備等）の達成に向け、効果的な事業推進を図る必要がある。

## (3) 課題への対応（主な取組）

ア 障害福祉サービス等、計画において定めた各年度におけるサービス見込量の確保に向けて、毎年度達成状況を調査分析し、市町村との情報共有を図るとともに、岩手県障害者施策推進協議会及び岩手県障がい者自立支援協議会等に報告して意見を求め、所要の対策を講じることとする。

イ 障害福祉サービス提供体制の整備を推進するため、施設整備補助やサービス従事者の養成研修を実施していく。

<b>市町村の取組事項</b>	市町村の障がい福祉計画に掲げる目標達成に向けて、地域自立支援協議会等において協議のうえ、障がい者サービス基盤の整備に取り組んでいただきたい。
-----------------	--

#### 【参考】

<b>広域振興局・保健所に依頼する事項</b>	各市町村が施策を推進し障がい福祉計画に掲げる目標値を達成できるよう、情報提供や助言をしていただきたい。
-------------------------	---

## 2 就労支援について

### (1) 現状

障がい者が希望する地域において経済的に自立した生活ができるよう、福祉的就労における工賃水準の向上に向けて、「岩手県障がい者工賃向上計画」を策定し、工賃目標を定めるとともに、目標実現に向けて就労支援事業所の取組を支援しており、令和3年度に「第4期岩手県障がい者工賃向上計画」(R3～5年度)を策定し、新たな工賃目標を定めた。

### (2) 第4期工賃向上計画の工賃目標

令和5(2023)年度における目標工賃を月額20,231円、時間額240円とする。

年度ごとの目標工賃は次のとおりとする。

	令和2年度(実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5/R2 伸び率
月額	19,253円	19,597円	19,903円	20,231円	5.1%
時間額	222円	228円	234円	240円	8.1%

### (3) 事業推進上の課題

ア 本県の平均工賃額は全国的には高水準であるが、近年伸び率が鈍化しており、障がい者の自立した生活のために更に向上させる必要がある。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県平均工賃額	18,982円	19,363円	19,420円	19,253円
順位	5位	6位	7位	6位
全国平均工賃額	15,603円	16,118円	16,369円	15,776円
全国平均との差	3,379円	3,245円	3,051円	3,477円

	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	過去4か年平均伸び率
岩手県	月額	18,982円	19,363円	19,420円	19,253円	+0.7%
	対前年度伸び率	+0.9%	+2.0%	+0.2%	-0.1%	

	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	過去4か年平均伸び率
全国平均	月額	15,603円	16,118円	16,369円	15,776円	+1.6%
	対前年度伸び率	+2.0%	+3.3%	+1.5%	-0.3%	

イ 各圏域の平均工賃額は以下のように推移しており、平均工賃額に差が生じている。

圏域	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	平成 29 年度との比較	
					差額	
盛岡	16,790 円	17,196 円	17,395 円	16,928 円	+138 円	盛岡
岩手中部	20,416 円	20,816 円	20,792 円	21,090 円	+674 円	岩手中部
胆江	17,534 円	19,362 円	18,385 円	17,313 円	-221 円	胆江
両磐	20,745 円	20,036 円	19,560 円	20,306 円	-439 円	両磐
気仙	25,467 円	25,036 円	25,345 円	24,348 円	-1,119 円	気仙
釜石	17,871 円	17,836 円	16,873 円	18,801 円	+930 円	釜石
宮古	20,975 円	21,081 円	21,395 円	20,415 円	-560 円	宮古
久慈	14,054 円	15,283 円	15,511 円	15,248 円	+1,194 円	久慈
二戸	18,412 円	19,775 円	21,499 円	22,749 円	+4,337 円	二戸
全県	18,982 円	19,363 円	19,420 円	19,253 円	+271 円	全県

#### (4) 課題への対応（主な取組）

ア 県では、毎年度、優先調達方針を策定し、就労支援事業所等からの物品及び役務の調達（ハート購入）を活用した取組を進めるとともに、市町村に対しても優先調達方針の策定及び優先調達の実施を働きかける。

また、就労継続支援事業所を対象として工賃引上げのためのセミナーを実施する。

イ いわて障がい者就労支援センターにおいて、農福連携や就労支援事業所の作業受注機会の拡大、経営ノウハウの習得を支援する。

ウ 就労支援施設等への理解促進や販売の場の提供を目的に、県の庁舎内等での合同販売会を実施するとともに、各市町村や民間企業等に同様の取組を働きかける。

<b>市町村の取組事項</b>	各市町村における優先調達方針の策定や、県社会福祉協議会共同受注窓口等を活用した優先調達に取り組んでいただきたい。
<b>市町村に協力を依頼する事項</b>	農福連携や工賃引上げセミナーについて、管内の事業所への情報提供をお願いする。 各市町村の庁舎等での合同販売会の実施や、民間企業等に同様の取組の働きかけをお願いする。

#### 【参考】

<b>広域振興局・保健所に依頼する事項</b>	ハート購入の取組について、他部局等への情報提供と働きかけをお願いする。また、市町村に対しても優先調達の実施等の助言をお願いする。 農福連携や工賃引上げセミナーについて、管内の事業所や市町村への情報提供をお願いする。 振興局の庁舎等での合同販売会の実施や、民間企業等に同様の取組の働きかけをお願いする。
-------------------------	--

### 3 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者への支援等について

#### (1) 現状

- ア 看護師や相談支援専門員等を対象とした重症心身障がい等支援者育成研修を開催するとともに、在宅サービスの充実を図るため、国に対し短期入所に係る報酬単価引き上げや社会福祉施設整備費補助の確保等を要望しているほか、障がい福祉サービス等の創出に係る市町村や地域自立支援協議会等との意見交換を実施している。
- イ 平成 29 年 10 月には、「在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業」を創設し、超重症児（者）等が利用できる短期入所事業所の拡充に係る市町村の取組を支援している。
- ウ 令和元年度に取りまとめた「重症心身障がい児及び医療的ケア児に係る実態調査並びにアンケート」の結果によると、県内の医療的ケア児は 195 人で、在宅生活における介護の負担軽減や、学校、保育所等での受入れに関するニーズが高くなっている。
- エ 平成 28 年の児童福祉法の一部改正に伴い、医療的ケア児支援に携わる関係分野が連携する協議の場の設置が義務付けられたことを受け、「岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」を設置し、重症心身障がい児・者や医療的ケア児・者に対する支援方策について検討を進めている。
- オ 令和 3 年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医療的ケア児支援法」という。）が施行されたことに伴い、国、地方公共団体等の責務が明らかにされたとともに、保育及び教育の拡充に係る施策等について定め、医療的ケア児の健やかな成長を図り、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することが明記されたことに伴い、関連施策を検討及び実施している。

#### ○ 支援措置の概要

国・地方公共団体	① 医療的ケア児及び家族の日常生活への支援、保育所、学校等に対する支援 ② 相談体制の整備、情報共有の促進、広報啓発、人材の確保 等
都道府県	医療的ケア児支援センター（以下、「支援センター」という。）の設置 ① 医療的ケア児及びその家族への相談対応、情報提供、助言その他の支援 ② 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関等への情報提供、研修実施
保育所、学校の設置者等	保育所、学校における医療的ケアその他の支援（看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置）

#### (2) 事業推進上の課題

- ア 短期入所等の在宅生活を支援するサービスの不足  
重症心身障がい児・者や医療的ケア児・者が利用可能な短期入所や生活介護等の在宅生活を支援するサービスが不足している。
- イ 地域で支援する人材の不足

地域において、重症心身障がい児・者や医療的ケア児・者の支援に対応できる看護師や相談支援専門員等が不足しているほか、医療的ケア児等が必要とする多分野にわたる支援内容を地域で調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる人材としての医療的ケア児等コーディネーターの配置が急務である。

#### ウ 医療的ケア児等の実態を踏まえた支援方策の検討

医療的ケア児や重症心身障がい児の生活状況や介護の負担感、ニーズ等を踏まえた支援方策の検討が求められている。

#### エ 複数分野による支援体制の構築

医療的ケア児や重症心身障がい児の在宅療養生活を推進するため、医療、保健、福祉、保育、教育、労働分野等により構成される地域の支援体制の構築が求められている。

### (3) 課題への対応（主な取組）

#### ア 短期入所等の在宅生活を支援するサービスの充実

- ① 重症心身障がい者の支援に多くの事業者が取り組むことができる環境を整備するため、国に対して、障害福祉サービス報酬の引上げや施設整備補助に係る予算の充実等を継続して要望する。
- ② 在宅の超重症児・者等の短期入所事業所の受入体制を拡充するため、市町村が行う介護給付費の上乗せ給付に対する補助や受入れに必要な機器を購入する事業者に対する補助を継続して行う（在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業）。

#### イ 地域で支援する人材の育成

- ① 令和2年度に岩手医科大学に設置した障がい児者医療学講座において、障がい児・者医療に携わる医師や看護師等の医療従事者等の確保や育成に取り組むほか、事例検討会や実技講習会の開催、医療・福祉・教育の従事者や一般を対象とした公開講座等の普及啓発活動を実施する。
- ② 令和元年度から実施している医療的ケア児等コーディネーター養成研修を継続するとともに、第2期障がい児福祉計画に基づき、市町村または圏域における配置に向けた取組を支援する。
- ③ 重症心身障がい児・者や発達障がい児・者の医療ニーズに対応した人材の充実を図るため、看護師や相談支援専門員等を対象とした重症心身障がい・発達障がい支援者育成研修のほか、訪問看護事業所等において医療的ケアを提供する看護師を対象とした医療的ケア（たん吸引等）研修等を引き続き実施する。

#### ウ 医療的ケア児等の支援に携わる関係分野の連携による支援方策の検討

医療的ケア児等がその心身や生活状況に応じた支援が受けられる環境の整備に向け、支援に携わる関係分野の連携・協議の場である「岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」において支援方策を検討する。

## エ 支援センターの設置

医療的ケア児支援法の施行に伴い、令和4年度において、医療的ケア児及びその家族への相談対応、支援に係る関係機関との連絡調整、医療的ケア児に関する情報収集、医療・福祉・教育・労働などへの情報提供、医療的ケア児の支援者や県民及び関係機関に対する研修の実施、家族会と連携したニーズ把握、家族間での交流機会の提供を行う支援センターを設置する。

<b>市町村の取組事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の自立支援協議会において、関係者間でニーズや課題の共有を図りながら、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の市町村のサービス見込量を確保していただきたいこと。</li> <li>② 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業として、介護給付費の上乗せ給付事業を未実施の市町村においては実施していただきたいこと。</li> <li>③ 医療的ケア児等が地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターを配置するとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議により圏域間の連携を引き続き強化していただきたいこと。</li> </ul>
<b>市町村に協力を依頼する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業の実施に当たり、利用者への周知や新規事業所への実施の働きかけなど、県内の受入れ体制の拡充に協力いただきたいこと。</li> <li>② 人材育成のための研修について、関係者に周知願いたいこと。</li> <li>③ 自立支援協議会の構成員等による、医療的ケア児等支援に係る連携体制を構築していただきたいこと。</li> <li>④ 保育所等訪問支援や障害児相談支援の実施など、地域における中核的な療育支援の機能を集約する児童発達支援センターの設置について、積極的に検討をお願いしたいこと。</li> </ul>

## 【参考】

<b>広域振興局の取組事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の自立支援協議会において、関係者間でニーズや課題の共有を図りながら、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の市町村のサービス見込量の確保及び医療的ケア児の在宅生活を支援する体制構築に向けて、市町村に対する必要な助言及び圏域内連携の支援を実施していただきたい。</li> <li>② 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業について、事業所への事業実施の働きかけを実施していただきたい。</li> <li>③ 人材育成のための研修について、関係者に周知していただきたい。</li> <li>④ いわて県民計画（2019～2028）第1期APにおいては「児童発達支援センターの設置数」を具体的な推進方策指標とし、現状値（2017）3から目標値（2022）17への向上を目指していることから、目標達成に向け、市町村に対する必要な助言等を実施していただきたい。</li> </ul>
-------------------	---



## 4 依存症対策等の推進について

### (1) アルコール健康障害対策の推進について

#### ア 現状

アルコール健康障害対策については、平成 30 年 3 月に「岩手県アルコール健康障害対策推進計画（以下、「計画」という。）」を策定し、当該計画に定める 4 つの基本的な方向に沿って、対策を推進している。

- ① 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- ② 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- ③ 保健・医療における質の向上と連携の促進
- ④ アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

#### イ 事業推進上の課題

市町村、酒類関係事業者、医師その他の医療関係者、当事者や家族など自助グループや民間団体、健康増進事業実施者（医療保険者等）及び県民に対し、計画の周知を図り、それぞれの役割に応じた取組の推進と連携について、協力を求めていく必要がある。

#### ウ 課題への対応（主な取組）

令和 4 年度は、計画に基づきアルコール健康障害対策を推進するため、以下の取組を進めるとともに、計画の最終年に当たることから、これまでの取組の評価を実施し、必要に応じ見直しを検討する。

- ① **岩手県アルコール健康障害対策推進協議会の開催**  
計画の進捗状況の協議、相談支援体制・医療連携のあり方の協議
- ② **依存症に関する普及啓発・情報提供**  
啓発フォーラムの開催、リーフレット等の配布
- ③ **アルコール関連問題に取り組む民間団体支援**  
地域の自助グループと保健所等との交流や情報提供による活動の活性化
- ④ **依存症支援者研修（依存症医療研修及び地域生活支援研修）**  
医療関係者、依存症患者等支援者を対象とした研修
- ⑤ **専門医療機関の選定に向けた取組**  
医療機関との協議を実施

<p><b>市町村に協力を依頼する事項</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 岩手県精神保健福祉センターや保健所と協力しながら、次の事項について取り組んでいただきたいこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルコール健康障害に関する正しい知識の普及</li> <li>・ アルコール健康障害に関する保健指導や相談指導</li> <li>・ 自助グループや病院のアルコール・ミーティング等を訪問し、交流や必要な情報提供など民間団体の活動支援</li> </ul> </li> <li>② 県が行うアルコール健康障害対策に協力願いたいこと。（啓発フォーラムや研修への積極的な参加等）</li> </ol>
-----------------------------	---

## 【参考】

<b>広域振興局・保健所に依頼する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保健所が開催又は出席する会議等の場を捉えた計画の周知</li> <li>② アルコール健康障害に関する正しい知識の普及</li> <li>③ アルコール健康障害に関する保健指導及び相談指導</li> <li>④ 自助グループや病院のアルコール・ミーティング等を訪問し、交流や必要な情報提供など民間団体の活動支援</li> <li>⑤ 当課が実施する事業への協力（啓発フォーラムや研修への積極的な参加等）</li> </ul>
-------------------------	---

(2) **ギャンブル等依存症対策の推進について****ア 現状**

ギャンブル等依存症対策については、令和3年3月に「岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下、「計画」という。）」を策定し、当該計画に定める4つの基本的な方向に沿って、対策を推進することとしている。

- ① 正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する取組の推進
- ② 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制の充実
- ③ 医療における質の向上と連携の促進
- ④ ギャンブル等依存症者である者等の円滑な回復と社会復帰のための取組の推進

**イ 事業推進上の課題**

市町村、事業者団体、医師その他の医療関係者、各種相談支援機関、当事者や家族などの自助グループや民間団体及び県民に対し、計画の周知を図り、それぞれの役割に応じた取組の推進と連携について、協力を求めていく必要がある。

**ウ 課題への対応（主な取組）**

令和4年度は、計画に基づきギャンブル等依存症対策を推進するため、以下の取組を進める。

- ① **岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会の開催**  
計画の進捗状況の協議
- ② **依存症に関する普及啓発・情報提供**  
啓発フォーラムの開催、リーフレット等の配布
- ③ **ギャンブル等依存症対策に取り組む民間団体支援**  
自助グループと保健所等との交流や情報提供による活動の活性化
- ④ **依存症支援者研修（依存症医療研修及び地域生活支援研修）**  
医療関係者、依存症患者等支援者を対象とした研修
- ⑤ **専門医療機関の選定に向けた取組**  
医療機関との協議を実施

<b>市町村に協力を依頼する事項</b>	<p>① 岩手県精神保健福祉センターや保健所と協力しながら、次の事項について取り組んでいただきたいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及</li> <li>・ ギャンブル等依存症に関する相談支援</li> <li>・ 自助グループや民間団体の活動への支援</li> </ul> <p>② 県が行うギャンブル等依存症対策に協力願いたいこと。(啓発フォーラムや研修への積極的な参加等)</p>
----------------------	---

## 【参考】

<b>広域振興局・保健所に依頼する事項</b>	<p>① 保健所が開催又は出席する会議等の場を捉えた計画の周知</p> <p>② ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及</p> <p>③ ギャンブル等依存症に関する相談支援</p> <p>④ 自助グループや民間団体の活動への支援</p> <p>⑤ 当課が実施する事業への協力（啓発フォーラムや研修への積極的な参加等）</p>
-------------------------	---

## 5 ひきこもり支援について

### (1) 現状

県では、平成 21 年度に岩手県精神保健福祉センター内に「岩手県ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり相談支援員を配置して、各保健所とともに相談支援や当事者の居場所支援や家族教室、支援者向けの研修や技術支援、一般住民向けの普及啓発事業等を実施している。

他方で、ひきこもりは、国による定義はあるものの、その判断は難しく、また表に出にくい状況もあり、これまで、総体の把握が困難であった。

様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態

【出典】ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（平成 19 年度厚生労働省研究事業）

こうしたことから、県内のひきこもりの人数や年代、ひきこもり期間、理由等の実態を把握し、県、市町村、関係機関等の取組を強化することにより、可能な限り早い段階での相談や支援に結びつけることを目的として、平成 30 年度に初めて全県を対象とした「ひきこもり実態調査」を実施した。

調査の結果、県内の民生児童委員が把握しているひきこもり状態とみられる方の数は 1,616 人、うち 40 代以上が 997 人（61.7%）、ひきこもり期間 10 年以上が 598 人（37.0%）となっており、ひきこもり者の高齢化やひきこもり期間の長期化がみられた。

また、現在受けている支援について、「不明」が 717 人（44.4%）、「何も支援を受けていない」が 460 人（28.5%）あり、支援につながっていないことが懸念される結果となった。

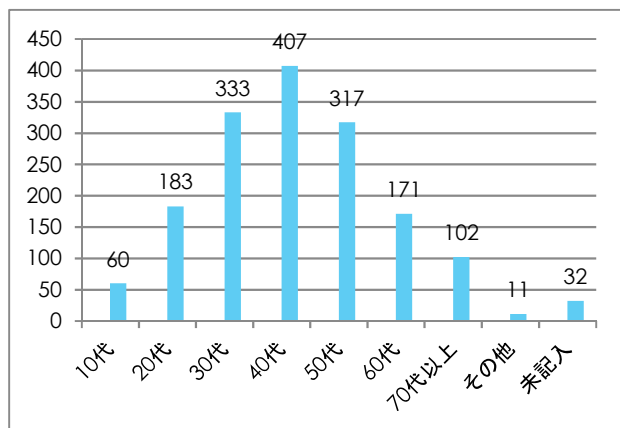


図1 ひきこもり状態とみられる方の年代

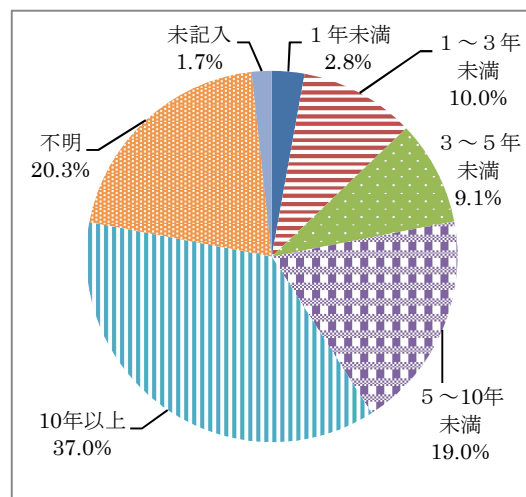


図2 社会参加活動をしていない状態が続いている(と思われる)期間

## (2) 事業推進上の課題

- ア ひきこもりについては、早い段階で本人及び家族に自らが置かれている状態を認知してもらい、相談に結び付けることが必要である。
- イ 支援にあたっては、ひきこもり状態に至った様々な要因に対応するため、医療や保健、福祉、教育、労働等の各種支援を組み合わせ、本人の年齢や状態、意向等に応じたサポートが必要である。

## (3) 課題への対応（主な取組）

上記課題に対応するため、令和4年度は、以下の取組を推進する。

- ア 岩手県ひきこもり支援連絡協議会（令和元年度設置）の開催  
福祉、保健、医療、教育、就労等の各分野の関係機関が参加する全県レベルの「連絡協議会」を開催し、ひきこもり当事者及び家族に対する包括的な支援につなげる仕組みづくり等を議論
- イ ひきこもり相談支援及び市町村に対する助言に係る体制の強化  
ひきこもり当事者及び家族へのきめ細かい支援に繋げるため、ひきこもり支援センター及び保健所における相談支援体制を強化
- ・ ひきこもり支援センターにおける専門相談員による定例相談及び市町村巡回相談の実施
  - ・ 保健所におけるひきこもり専門相談員及び精神科医による専門相談の実施
  - ・ 市町村に対する、ひきこもり相談支援及びひきこもり支援体制構築に係る助言
- ウ ひきこもりサポーター養成研修の実施  
ひきこもりを早期に発見し、適切な支援につなげる等、ひきこもり支援の充実、強化を図るため、住民向けに公開講座を開催するとともに、より専門的なサポーター養成講座を実施する市町村向けの情報提供体制を整備
- エ ひきこもり事業説明会（仮題）の実施  
厚生労働省から、今後、都道府県による市町村事業の立上げ支援により、ひきこ

もり支援の実施主体を段階的に市町村に移行していく方針が示されている

この方針に従い、今後の市町村に求められるひきこもり支援体制整備の方向性及び立上げに係る支援体制についての説明会を開催

<p><b>市町村に協力を依頼する事項</b></p>	<p>① 岩手県ひきこもり支援センターや保健所と協力しながら、次の事項について取り組んでいただきたいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化及び周知</li> <li>・ ひきこもり当事者及び家族への相談支援</li> <li>・ 居場所支援や家族教室への対象者の参加呼びかけ</li> <li>・ ひきこもり地域ケアネットワーク関係機関支援連絡会や関係職員等研修への参加</li> </ul> <p>② ひきこもりサポーター養成研修への協力</p> <p>③ ひきこもり事業説明会（仮題）への参加及びひきこもり事業実施体制整備</p>
-----------------------------	---

【参考】

<p><b>広域振興局・保健所に依頼する事項</b></p>	<p>① 一般住民や地域関係者等への普及啓発</p> <p>② ひきこもり当事者及び家族への相談支援</p> <p>③ 居場所支援や家族教室の実施</p> <p>④ ひきこもり地域ケアネットワーク関係機関支援連絡会や関係職員等研修の実施</p> <p>⑤ 市町村に対する、ひきこもり相談支援及びひきこもり支援体制構築に係る助言</p> <p>⑥ 当課が実施する事業への協力</p>
--------------------------------	--

## 6 こころのケアの推進について

### (1) 現状

被災者のこころのケアについては、平成24年2月に「岩手県こころのケアセンター」を設置し、市町村、関係機関・団体等の協力のもと、一人ひとりに寄り添ったこころのケア対策の推進に継続的に取り組んでいる。併せて、平成24年度に沿岸の各保健所に保健師を1人ずつ増員し、体制の強化に努めてきた。

中長期的には、地域の医療や保健活動を通じた、地域が主体となった支援体制の構築をめざし、人材育成、市町村の保健事業への支援、市町村の震災こころの相談室の運営等の活動に取り組んでいる。

### (2) 事業推進上の課題

こころのケアセンターの相談支援件数は、依然として概ね年間7千件台で推移しており、また、恒久住宅への転居に伴う生活環境の変化によるストレスや、家庭問題、経済問題を背景とした相談など、時間の経過に従って被災者からの相談内容が複雑化・多様化してきている。加えて、新型コロナウイルス感染症が、被災者の心

の回復を脅かす新たな要因となっていることから、復興の進捗に対応した下記のようなこころのケア対策に、引き続き取り組んでいく必要がある。

ア 被災者の生活環境の変化等に対応したこころのケアの継続

イ 被災者支援等を行う者のメンタルヘルス対策への支援

ウ 精神科医師等の専門職の継続的な確保

エ こころのケア対策を実施するための財源の確保

オ 中長期的には、地域が主体となり、医療、保健、福祉が連携した包括的な支援体制への移行

### (3) 課題への対応（主な取組）

ア こころのケアが必要な被災者については、市町村等と連携し、医療が必要とされる方々への早期介入や継続的な訪問による見守りを引き続き行っていく。

イ 被災者支援を行う者のメンタルヘルス対策にあたっての助言等を行う。

ウ 精神科医師等の専門職の確保に向け、岩手医科大学と連携し、県内外の関係団体等への協力要請を継続する。

エ 地域の連絡会議等を通じた関係機関・団体の連携強化や地域保健活動の支援を行う。また、こころのケアに携わる人材の育成に係る研修を実施する。

オ 国のこころのケアの予算の確保と本県への配分について、様々な機会を捉えて国に働きかけていく。

<p><b>市町村に協力を依頼する事項</b></p>	<p>○ こころのケアセンター及び県保健所等と連携・協力し、被災者等へのこころのケア対策として、次の事項について取り組んでいただきたいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康調査や特定健診等を活用したハイリスク者の把握及び支援</li> <li>・ ゲートキーパー研修等、こころのケアを理解する人材の育成や、将来的に地域が主体となったこころのケア活動を推進できる人材の育成等の取組</li> </ul>
-----------------------------	--

#### 【参考】

<p><b>広域振興局・保健所に依頼する事項</b></p>	<p>○ こころのケアセンターの取組及び管内市町村の地域保健活動が円滑に行われるよう、次の事項について取組願いたいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内市町村における被災者の状況把握、健康教室や相談などの地域保健活動への支援の継続</li> <li>・ 地域こころのケアセンターの活動に係る協力、支援等の継続</li> <li>・ 精神保健関係会議等を通じたこころのケアに係る関係機関・団体等との情報共有、連携の推進</li> </ul>
--------------------------------	---

## 7 自殺対策の推進について

### (1) 現状

令和2年厚生労働省人口動態統計では、自殺者数は256人（前年比6人増）、自殺死亡率は21.2で6年ぶりに全国1位となった。本県の特徴としては、男性が約7割を占めること、年齢別では男性の40歳代、女性の80歳以上が多いこと、原因動機別では、男性は「経済・生活問題」が、女性は「健康問題」が最も多く、前年との比較では、「経済・生活問題」が最も増加している。

また、令和3年警察庁自殺統計では、自殺者数は199人（前年比79人減）、自殺死亡率は16.4で、本統計の公表開始以来、初めて、全国平均を下回り、岩手県自殺対策アクションプランの令和3年度目標値を達成する見込みとなったが、令和4年の1月から3月の速報値では、対前年比10人増の63人となっている。

表1 厚生労働省人口動態統計

【人口10万人当たり自殺死亡率の上位県】（確定数）

死亡率 順位	R2（確定数）				H元（確定数）		
	県	死亡率	自殺者数	増減（率）	県	死亡率	自殺者数
	全国	16.4	20,222人	807人（0.7%）	全国	15.7	19,415人
<b>1位</b>	<b>岩手県</b>	<b>21.2</b>	<b>256人</b>	<b>6人（0.7%）</b>	秋田県	20.8	200人
2位	宮崎県	20.5	217人	27人（2.7%）	<b>岩手県</b>	<b>20.5</b>	<b>250人</b>
3位	福島県	19.6	355人	22人（1.4%）	群馬県	18.9	357人
4位	青森県	19.4	238人	29人（2.5%）	新潟県	18.5	408人
5位	群馬県	19.3	362人	5人（0.4%）	山形県	18.2	195人

- ・ 保健所別の自殺死亡率（令和2年）では、県央保健所管内が最も高く（27.7）、次いで宮古保健所（27.5）、一関保健所（24.3）の順になっている。

表2 警察庁自殺統計 ※発見地ベース

【人口10万人当たり自殺死亡率の高位県】（確定値）

順位	令和3年（確定値）			←	順位	令和2年（確定値）	
	県名	自殺者数	自殺死亡率			県名	自殺死亡率
<b>1</b>	<b>青森県</b>	<b>293</b>	<b>23.7</b>		<b>1</b>	<b>岩手県</b>	<b>23.0</b>
<b>1</b>	<b>山梨県</b>	<b>192</b>	<b>23.7</b>		2	山梨県	22.5
3	新潟県	469	21.3		3	宮崎県	21.2
4	和歌山県	195	21.1		4	富山県	21.1
5	高知県	142	20.5		5	青森県	20.8
<b>33</b>	<b>岩手県</b>	<b>199</b>	<b>16.4</b>			全 国	16.7
	全 国	21,007	16.8				

### (2) 事業推進上の課題

#### ア 岩手県自殺対策アクションプラン（R1～R5年度）の推進

「岩手県自殺対策アクションプラン」に基づき、令和5年の10万人当たりの自殺死亡率が15.0（自殺者数178人）以下となることを目標に、包括的な自殺対策の推進に加え、地域の特性に応じたハイリスク者対策及び相談支援体制の充実・強化に一層取り組む必要がある。

(参考) いわて県民計画 (2019～2028)

第1期アクションプラン-政策推進プラン-2019年度～2022年度

【いわて幸福関連指標】

指 標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 2022
		2017	2019	2020	2021	
自殺者数 [10万人当たり]	人	21.0	19.0	18.0	17.0	16.0

#### イ 市町村計画、圏域（保健所）計画に基づく地域レベルの実践的な取組の推進

市町村、保健所においては、策定した自殺対策計画に基づき、地域レベルの実践的な自殺対策の取組を推進する必要がある。

#### ウ 岩手県自殺対策アクションプラン（R6～）の策定に向けた取組

令和4年夏ごろ公表予定の国の自殺総合対策大綱の見直しを踏まえ、本県の次期アクションプランの骨子案の検討に取組む必要がある。

### (3) 課題への対応（主な取組）

#### ア 岩手県自殺対策アクションプラン（R1～R5年度）の推進

##### ① 自殺者の多い年代や自殺リスクの高い人に対する支援

- ・ 男性においては、40歳代から50歳代の働き盛り世代の自殺者が多いことから、平成27年12月から事業者に義務付けられたストレスチェックの実施状況等について情報収集を行うとともに、メンタルヘルスの重要性に関する普及啓発の一つとして、県公式YouTubeでのセルフケア促進マンガ動画の配信や出前講座を継続実施する。
- ・ 女性においては、高齢者の自殺者が多いことから、引き続き、介護予防事業従事者を対象とした研修において「うつ・自殺予防支援」をテーマの一つとして実施するなど、高齢者のうつ病の早期発見等の取組を実施する。

##### ② 被災地におけるリスクを抱えた住民に対する支援

- ・ 被災地においては、復興の進展とともに、住居移転等の生活環境の変化により精神的なケアが必要になる方がいることから、引き続き、被災者への相談支援や見守り支援等を実施する。
- ・ 復興庁の被災者支援総合交付金を活用し、民間団体が行う傾聴サロン等を財源面で支援する。

##### ③ 相談支援体制の充実

- ・ 悩みを抱えた方を確実に必要な支援につなげるため、関係機関の相談窓口一覧や相談支援情報の更新及び周知を行うなど、関係機関とのネットワーク強化による相談事業のワンストップ化を図る。
- ・ 精神保健福祉センターにおいて平成28年6月から実施している「こころの相談電話」の夜間相談受付について、令和3年2月からは、厚生労働省の「こころの健康相談統一ダイヤル」と連携し、22時30分までの相談対応を可能とする。



- ・ 国が設置しているSNS相談窓口と連携し、相談者への支援を実施する。
- ④ 中長期的な自殺対策の取組を継続するための人材養成の実施
- ・ 地域におけるゲートキーパー等の養成研修を継続して実施する。
  - ・ 職場でのゲートキーパーの普及を促進するため、職域団体、保健所、市町村、相談支援団体等が一堂に会する研修会を開催する。【新規】
  - ・ 自殺予防に携わる方を対象とした指導者養成セミナーを開催する。(1回)

(参考) いわて県民計画 (2019～2028)

第1期アクションプラン-政策推進プラン-2019年度～2022年度

○県が取り組む具体的な推進方策

自殺予防の担い手養成研修受講者数 (人) [累計]

現状値	2019	2020	2021	2022
1,185	1,300	2,600	3,900	5,200

現状値は2018年単年の実績値、目標値は2019年からの累計

⑤ 県民への普及啓発

- ・ 県民の意識醸成と参画を促すため、9月の自殺防止月間及び3月の自殺対策強化月間において、テレビ・ラジオCM、新聞等による集中的な普及啓発及びホームページによる相談窓口の周知を実施する。

イ 市町村計画、圏域（保健所）計画に基づく地域レベルの実践的な取組の推進

各市町村及び保健所において自殺対策計画に基づく地域の実情に応じた取組が円滑に進むよう、県として次の取組により支援する。

① 市町村計画、圏域（保健所）計画の推進に向けた支援

- ・ 精神保健福祉センターと連携し、各圏域の自殺対策推進協議会での説明・研修や市町村の要請に基づく研修等により、計画推進に向けた支援を行う。

② 市町村計画、圏域（保健所）計画の改正に向けた支援

- ・ 本年度より市町村計画の改正が予定されることから、国の自殺総合対策大綱の改正情報等、計画策定に必要な情報の提供を行う。

③ 自殺統計データ等の情報提供

- ・ 精神保健福祉センター内の岩手県自殺対策推進センターにおいて、引き続き自殺統計データの集計・分析を行い、市町村へ情報提供を行う。

<p><b>市町村の取組事項</b></p>	<p>① 各市町村において策定した自殺対策計画に基づき、ゲートキーパー養成研修、住民への普及啓発、うつスクリーニング、電話・訪問相談、関係機関のネットワークの構築など、地域の実情に応じた自殺対策を積極的に実施されたいこと。</p> <p>平成30年度に県が作成したゲートキーパー養成用の教材動画及びテキストを適宜活用されたいこと。</p>
------------------------	---

	<p>② 市町村自殺対策計画が円滑に推進されるよう、PDCAサイクルによる計画の評価・検証等に努められたいこと。</p> <p>③ 次期市町村自殺対策計画の策定に向けて取り組まれたいこと。</p>
<b>市町村に協力を依頼する事項</b>	<p>○ 国・県や関係団体と連携して、自殺防止月間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）における集中的・効果的な普及啓発活動を実施願いたいこと。</p>

## 【参考】

<b>広域振興局・保健所に依頼する事項</b>	<p>① 「岩手県自殺対策アクションプラン」及び「地域自殺対策アクションプラン」に基づき、地域の特性に応じた自殺対策の取組を推進願いたいこと。</p> <p>○ 自殺のハイリスク者に応じた重点的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性の働き盛り世代の自殺を防止するため、地域の事業所・団体に対する働きかけを実施</li> <li>・ 高齢女性の自殺を防止するため、市町村介護予防事業との連携や、かかりつけ医と精神科医療機関との連携を支援</li> <li>・ 相談支援体制の充実</li> </ul> <p>○ 総合的な自殺対策の取組である「久慈モデル」の推進</p> <p>○ 市町村、保健、医療、福祉、教育、労働等の従事者向け研修等を通じた自殺対策の担い手となる人材の養成</p> <p>④ 管内市町村における現行の自殺対策計画に基づく地域の実践的な取組の推進に加え、次期計画の策定に向け、各種情報提供や助言等により支援願いたいこと。</p>
-------------------------	--

## 8 新型コロナウイルス感染症に係る事業所等への支援について

### (1) 現状

県では、障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、施設・事業所等には十分な感染予防策の徹底を要請しているほか、クラスターが発生した施設の事業継続を支援するため、事業所間の応援職員の派遣調整の仕組みを構築するとともに、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所や、応援職員を派遣した事業所に対して、必要な経費を支援しているところ。

### (2) 事業推進上の課題

現在の応援職員の派遣では感染者が発生した施設に直接派遣できているわけではなく、小規模法人に対する職員派遣が難しい状況であること。

### (3) 課題への対応（主な取組）

圏域内の通所・訪問系の障害福祉サービス施設・事業所も含めた支援体制の構築に向け、自立支援協議会などを活用し、各圏域で検討を進めるよう働きかけを行っているところ。

<p><b>市町村に協力を依頼する事項</b></p>	<p>「応援職員派遣調整事業」において、派遣された応援職員の宿泊場所の確保など、職員派遣に係る支援をお願いしたい。</p> <p>圏域レベルでの支援体制の構築に向けて、それぞれの地域において、地域の実情に応じて、自立支援協議会等を活用した、意見交換や調整などの取組をお願いしたい。</p>
-----------------------------	--

#### 【参考】

<p><b>広域振興局・保健所に依頼する事項</b></p>	<p>施設等から感染症対策に関する相談があった際には、支援をお願いする。</p> <p>圏域レベルでの支援体制の構築に向けて、それぞれの地域において、地域の実情に応じて、自立支援協議会等を活用した、意見交換や調整などの取組が進められるよう、市町村や事業所の支援をお願いする。</p>
--------------------------------	---